

平成20年度決算
行田市の財務書類4表
【総務省方式改訂モデル】

平成22年6月

行田市

【目次】

はじめに	1
I 財務書類について	2
1 財務書類4表とは	
2 財務書類4表の相互関係	
II 財務書類作成上の基準について	3
1 作成方法	
2 対象となる会計及び団体	
3 対象年度及び作成の基準日	
4 基礎数値のデータ	
5 有形固定資産の減価償却	
6 売却可能資産の計上	
7 債権の回収不能見込額の算出について	
III 財務書類の概要	7
1 貸借対照表	
2 行政コスト計算書	
3 純資産変動計算書	
4 資金収支計算書	
IV 財務書類を活用した分析	12
1 社会資本形成の世代間負担比率	
2 有形固定資産の行政目的別割合	
3 純資産比率	
4 資産老朽化比率	
5 受益者負担比率	
6 行政コスト対税収等比率	
V 資料	16
1 普通会計財務書類4表	
2 普通会計附属明細書	
3 行田市全体の財務書類4表	
4 連結財務書類4表	
5 連結明細	

はじめに

地方公共団体の会計について、『予算を定める』ことは議会の権限として地方自治法に定められており、住民自治の統制下で予算の適正・確実な執行を行うために単年度主義・現金主義が採用されています。そのため、やはり議会に認定の権限がある『決算』についても、その内容については、各年度内にどのような現金の動きがあったか、ということだけが報告されています。

しかし、単年度の現金の流れだけでは、過去の支出によりどれくらいの資産が形成されているのか、あるいは将来に渡ってどの程度の負債があるのかなどの情報については、把握しにくいことから、本市では、平成12年度決算から、国の「総務省モデル」により普通会計の貸借対照表（バランスシート）を作成してきました。

その後、平成18年8月には、総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、地方公共団体が有する資産・債務の改革と、より一層の財政状況の住民への開示を進めることを目的として、出資法人等までを含めた連結ベースでの財務書類（「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」）の3年以内の作成・公表が要請されました。

そのため、本市では、平成20年度決算から、国の示したモデル（※）に基づき普通会計だけでなく、特別会計を含めた行田市全体及び一部事務組合や出資法人等を含めた連結による財務書類4表を作成することとしました。

※ 国の作成モデル

平成19年10月に総務省が公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」により、2つの作成モデルが示されています。

【基準モデル】

全ての資産を公正価値評価した固定資産台帳等に基づき開始貸借対照表を作成したうえで、個々の取引（歳入・歳出）を発生主義により複式記帳して財務書類を作成することを前提としたより企業会計に近いモデルです。

【総務省方式改訂モデル】

多くの地方公共団体が採用してきた「旧総務省モデル」を発展させたもので、既存の決算統計情報の活用を基本とし、売却可能資産を優先した公正価値評価や未収金・貸付金等の回収可能性評価など、資産情報の充実が図られたモデルです。

I 財務書類について

1 財務書類4表とは

(1) 貸借対照表（バランスシート）

市が行政サービスを提供するために保有する財産（資産）と、その財産がどのような財源（負債・純資産）を使って形成されてきたかを表します。

表の左側（借方）には、取得した土地や建物、現金・預金、貸付金や未収金などの『資産』が、右側（貸方）には、資産の取得のために生じた将来世代の負担である『負債』と、これまでの世代や国・県が負担した『純資産』が計上されています。

(2) 行政コスト計算書

当年度中に、資産形成を伴わない行政サービスに要する経費が「人」、「物」、「補助・給付などの移転支出」などの性質による区分と、「教育」「福祉」や「環境衛生」といった目的別の区分ごとに歳出として、また、その財源として収入された「使用料・手数料」や「分担金・負担金・寄附金」などの受益者負担が歳入に計上され、その差額がサービス提供のためのコストとして示されています。

(3) 純資産変動計算書

貸借対照表に示された、これまでの世代や国・県が負担したものである『純資産』の内容が、前年度から1年間でどのように変化したかを表しています。

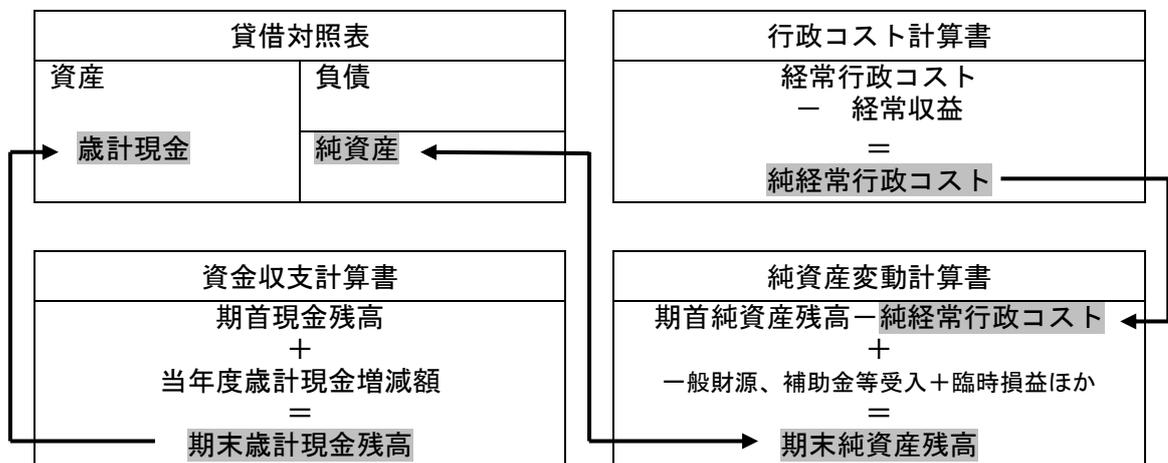
行政コストや、税金や国・県からの補助金受入などによる純資産そのものの増加のほか、資産整備のための支出や借金の返済などにより純資産の内訳がどのように変化したかが分かります。

(4) 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）

現金の流れを、①経常的収支、②公共資産整備収支、③投資・財務的収支という3つの性質に区分して表しています。

これにより、市がどのような活動に資金を必要としているのかが分かり、また、その結果として歳計現金（剰余金）の前年度からの増減が明らかとなります。

2 財務書類4表の相互関係

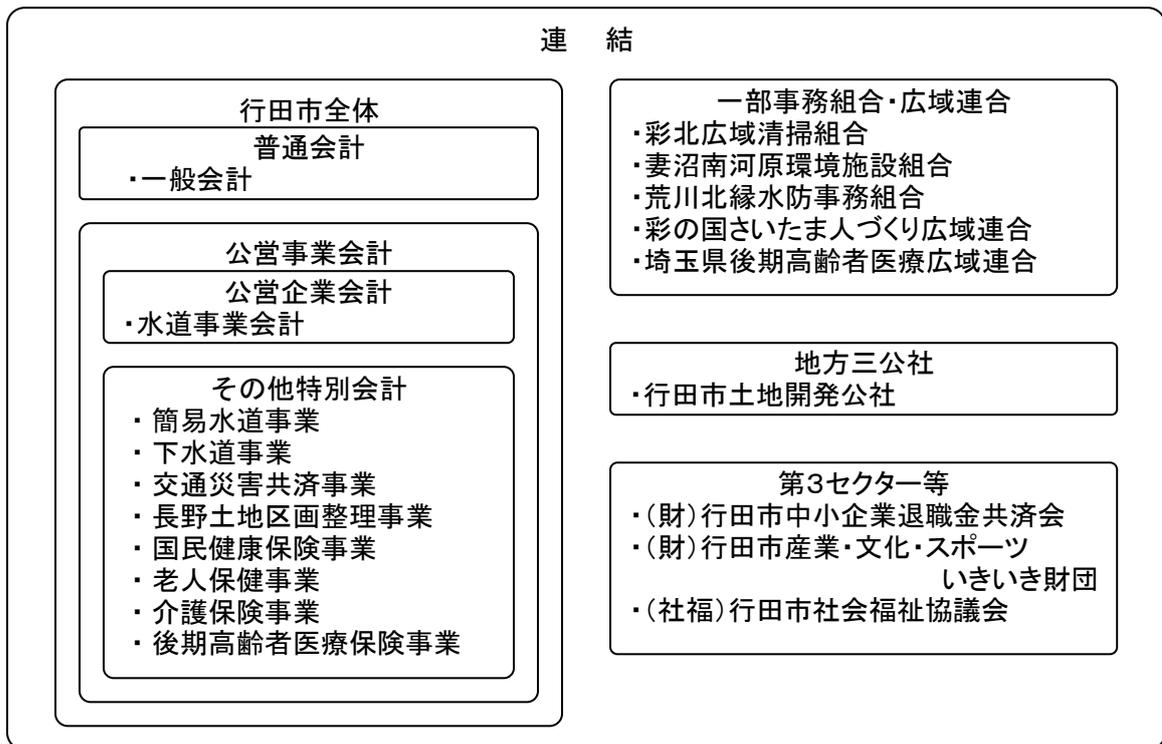


II 財務書類作成上の基準について

1 作成方法

国から示されたモデルのうち、他団体との比較という点に重点を置き、多くの団体が採用することとしている「総務省方式改訂モデル」を用いて作成しました。

2 対象となる会計及び団体



3 対象年度及び作成の基準日

対象年度は平成 20 年度とし、平成 21 年 3 月 31 日（平成 20 年度末）を基準日としています。なお、出納整理期間（翌 4 月 1 日から 5 月 31 日まで）を有する会計については、その間における出納は、基準日までに終了したものとして処理していますが、出納整理期間のない会計についても、会計間の内部取引において相殺消去等を行う際に必要となる場合には、同様に処理しています。

4 基礎数値のデータ

市の会計については、総務省が毎年度行っている決算統計（地方財政状況調査・公営企業決算状況調査）の昭和 44 年度以降のデータを用いています。

なお、本市は、平成 18 年 1 月 1 日に合併していますが、それ以前についても、旧行田市と旧南河原村のデータを合算したのデータを用いています。

また、連結対象団体については、各団体の会計基準により財務書類が作成されている場合には、原則としてその数値を用い、相殺消去等の調整が必要な場合に一部数値を修正しています。

5 有形固定資産の減価償却

土地を除く有形固定資産については、決算統計データによる取得価格（建設事業費）を基準として減価償却を行っています。そのため、貸借対照表の有形固定資産は過去の減価償却累計額を控除した金額となっており、同時に当年度に新たに生じた減価償却費は、行政コスト計算書に計上されています。

なお、施設の区分ごとの耐用年数は次の表のとおりであり、残存価格なしの定額法で減価償却を行っています。

施設の区分	耐用年数	施設の区分	耐用年数
インフラ整備・国土保全		環境衛生	25
道路	48	産業振興	
橋りょう	60	労働	25
河川	49	農林水産業	
都市計画		農業農村整備	20
街路	48	その他	25
都市下水路	20	商工	25
区画整理	40	消防	
公園	40	庁舎	50
その他	25	その他	10
住宅	40	総務	
その他	25	庁舎等	50
教育	50	その他	25
福祉			
保育所	30		
その他	25		

※本市に該当のない施設については記載を省略しています。

6 売却可能資産の計上

公有財産は大きく分けて行政財産と普通財産に分けられます。そのうち行政財産は、道路や水路などのインフラ資産や、体育館や公民館などの公共施設などであり、貸借対照表では有形固定資産として計上しています。

一方、普通財産については、市の予算で購入したものは、決算統計データによりこれまでも有形固定資産に計上してきましたが、昭和43年以前に取得したもののや寄附などにより無償で取得したものは資産に計上されていませんでした。

新たな作成モデルでは、貸借対照表の『公共資産』の内訳として『売却可能資産』の項目が設けられましたため、本市では、普通財産の土地について、路線価を基準とした公正価値評価を行ったうえで、売却可能資産を選定しました。

なお、取得額が明らかな売却可能資産については、重複を避けるため有形固定資産から控除するとともに、新たに貸借対照表に計上される金額については、『純資産』の『資産評価差額』に全額を計上しています。

7 債権の回収不能見込額の算出について

貸借対照表に計上する債権については、それぞれの状況に応じて回収不能見込額を算出する必要があります。平成 20 年度決算における収入未済額のうち、回収不能となる見込額は下記の方法で算出しています。

(1) 市税に関する回収不能見込額

○市税の範囲

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税を対象として、収入未済額が生じている税目について、回収不能見込額を算出します。

○収入未済額

平成 20 年度決算における市税収入未済額

平成 20 年度課税分（現年課税分）	262,176,858 円
うち平成 19 年度以前課税分の滞納のない者	133,985,126 円（A）
うち平成 19 年度以前課税分の滞納がある者	128,191,732 円（B）
平成 19 年度以前課税分（滞納繰越分）	701,020,115 円（C）

※ 貸借対照表に計上する収入未済額の区分は、（A）が未収金、（B）及び（C）が長期延滞債権となります。

① 執行停止額に関する回収不能見込額

平成 20 年度決算における市税収入未済額のうち執行停止済額

（A）に対するもの	6,001,193 円 … ①
（B）に対するもの	5,741,705 円 … ②
（C）に対するもの	31,398,683 円 … ③

※ 執行停止額・・・滞納処分の実行が停止されている金額です。地方税法の規定により、納税義務者について、処分すべき財産がない、生活困窮、所在不明など一定の要件に該当する場合に認められています。その後、状況に変化なく、3 年間停止が継続した場合は、納税義務が消滅します。

※ 上記の執行停止額については、将来的に不納欠損額となることが予想される債権であるため、全額を回収不能見込額として貸借対照表に計上します。

② 消滅時効分に関する回収不能見込額

○不納欠損額（滞納繰越分）の状況

単位：円

項目	H16	H17	H18	H19	H20
滞納繰越分調定額	907,000,524	1,019,182,945	1,042,434,379	920,819,890	944,435,714
滞納繰越分収入額	106,369,699	133,847,353	151,376,202	132,162,665	155,905,333
不納欠損額	54,005,172	71,471,801	176,845,563	112,360,664	87,510,266
うち執行停止分	22,271,873	12,657,463	45,470,805	33,526,667	52,957,505
うち消滅時効分	31,733,299	58,814,338	131,374,758	78,833,997	34,552,761

※ 消滅時効・・・市税の徴収権は法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅します。消滅時効に関する回収不能見込額は、過去5年間に不納欠損処分を行った割合により算出します。

不納欠損額（消滅時効分）	平成16～20年度の合計	335,309,153円（a）
滞納繰越分収入額	平成16～20年度の合計	679,661,252円（b）

消滅時効分に関する回収不能見込率
 $(a) \div \{(a) + (b)\} \times 100 = 33.036\cdots\%$

回収不能見込額 = 執行停止分以外の平成20年度末残高 × 回収不能見込率

未収金（A）に関するもの
 $(133,985,126円 - 6,001,193円) \times 33.036\cdots\% = 42,281,217円 \cdots \textcircled{4}$

長期延滞債権（B）＋（C）に関するもの
 $(829,211,847円 - 37,140,388円) \times 33.036\cdots\% = 261,671,482円 \cdots \textcircled{5}$

<回収不能見込額>

未収金分 ① + ④ = 48,282,410円 → 48,282千円 … ⑥
長期延滞債権分 ② + ③ + ⑤ = 298,811,870円 → 298,812千円 … ⑦

⑥は未収金の回収不能見込額として、⑦は長期延滞債権の回収不能見込額として貸借対照表に計上しています。

(2) その他の債権に関する回収不能見込額

貸借対照表に計上する債権としては、市税の他に、貸付金や分担金・負担金、使用料・手数料などがあります。

これらについては、市税の(2)の方法に準じて、債権ごとの過去5年間の不納欠損額による回収不能見込率を把握して算出しています。

Ⅲ 財務書類の概要

1 貸借対照表【概要版】

単位：千円

借方	普通会計	連結	貸方	普通会計	連結
1 公共資産	101,718,902	146,381,126	1 固定負債	26,844,712	49,621,266
(1)有形固定資産	100,211,306	144,873,492	(1)地方債	22,157,531	43,604,844
(2)無形固定資産		38	(2)退職手当引当金	4,687,181	4,963,144
(3)売却可能資産	1,507,596	1,507,596	(3)損失補償等引当金		1,053,278
2 投資等	4,299,493	5,619,456	2 流動負債	2,976,690	4,905,881
(1)投資及び出資金	261,163	81,208	(1)翌年度償還予定地方債	2,391,879	3,873,559
(2)貸付金	193,845	201,972	(2)未払金		402,324
(3)基金等	2,898,648	3,781,006	(3)翌年度支払予定退職手当	341,949	341,949
(4)長期延滞債権	1,272,043	2,441,497	(4)賞与引当金	242,862	261,440
(5)回収不能見込額	△326,206	△886,232	(5)その他		26,609
3 流動資産	2,464,651	5,135,844	負債合計	29,821,402	54,527,147
(1)現金預金	2,370,527	4,470,798	純資産		
うち歳計現金	964,825	3,065,096	(1)公共施設整備国県補助金	10,367,431	19,244,121
(2)未収金	142,406	422,798	(2)公共資産整備一般財源	79,395,510	92,867,428
(3)販売用不動産		323,923	(3)その他一般財源	△12,497,835	△10,843,762
(4)その他		8,108	(4)資産評価差額	1,396,538	1,341,492
(5)回収不能見込額	△48,282	△89,283	純資産合計	78,661,644	102,609,279
資産合計	108,483,046	157,136,426	負債・純資産合計	108,483,046	157,136,426

<貸借対照表から分かること>

(1) 資産

・資産は、過去の活用により蓄積された財産であり、将来にわたり行政サービスを提供するために使用するものです。

・公共資産は、普通会計で約1,017億円、資産総額の93.7%を占めており、そのうち、道路・水路や公園、学校などの有形固定資産が98.5%、今回から新たに計上した売却可能資産が1.5%となっています。

・投資等は、普通会計で約43億円、資産総額の3.9%を占めています。投資及び出資金について、普通会計より連結のほうが小さくなっているのは、連結対象団体への出資を相殺消去していることによるものです。

また、回収不能見込額は、長期延滞債権のうち普通会計で25.6%、連結で36.3%を計上しています。

・流動資産は、普通会計で約24億円、資産総額の2.3%を占めています。回収不能

見込額は、地方税及びその他未収金のうち、普通会計で 33.9%、連結で 21.1%を計上しています。

(2) 負債

・負債は、地方債など将来の世代が負担することになる固定負債と、1年以内に支払期限が到達する流動負債に分けられます。

・固定負債と流動負債に計上された地方債の総額は、普通会計で約 245 億円、負債総額の 82.3%を占めています。ただし、そのうち約 115 億円については、返済する年度に地方交付税の算定基礎に含まれることとなっており、およそ半分が収入される見込となっています（資料として掲載の本表の注記参照）。

・退職手当引当金は、財政健全化法における支給予定額（年度末で全職員が退職した場合の総額）により計上してあり、普通会計では、固定・流動負債の合計で約 49 億円、負債総額の 16.5%を占めています。

・賞与引当金は、翌年度に支払の予定されている賞与のうち、6月支給分の支払原因が12月から5月の勤務であると考えられるため、すでに当年度中に4か月分は発生したと捉えて約 2 億 4 千万円を計上しています。

(3) 純資産

・純資産は、資産形成の財源となった公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源及び資産評価差額と、翌年度以降に自由に使用できるその他一般財源等に分けられます。

・公共資産と投資等の合計約 1,060 億円を普通会計の公共資産等と仮定（実際には投資等には公共資産整備につながらない退職手当基金などがあり、控除する必要がありますが、ここでは便宜的に含むものとします）して、その財源をみると、公共資産整備等国県補助金等が約 104 億円で 9.8%、公共施設等整備一般財源が約 794 億円で 74.9%、資産評価差額が約 14 億円で 1.3%、残りを地方債で賄ってきたということになります。なお、資産評価差額は、今回初めて売却可能資産を計上したため、有形固定資産からの控除額以外の全額（取得価格と評価額の差額）を計上したものです。

・その他一般財源等については、普通会計で約 125 億円のマイナスとなっています。翌年度以降に自由に使える財源がマイナスということは、具体的には、退職手当引当金や公共施設整備以外の地方債（臨時財政対策債などの特例地方債）のために、すでに用途が決まってしまっていることによるものです。ただし、地方債については、②負債の項で説明したとおり、地方交付税の算定基礎となるために、収入が見込める部分があります。

2 行政コスト計算書【概要版】(性質別)

単位：千円

区分	普通会計		連結	
	構成比率	金額	構成比率	金額
1 人にかかるコスト	21.8%	4,695,316	13.7%	5,325,345
(1)人件費	18.5%	3,976,161	11.7%	4,549,897
(2)退職手当引当金繰入等	2.2%	476,293	1.3%	514,008
(3)賞与引当金繰入額	1.1%	242,862	0.7%	261,440
2 物にかかるコスト	33.2%	7,139,113	25.6%	10,003,436
(1)物件費	18.1%	3,885,333	13.0%	5,067,834
(2)維持補修費	1.2%	258,077	1.1%	423,711
(3)減価償却費	13.9%	2,995,703	11.6%	4,511,891
3 移転支出的なコスト	42.7%	9,183,281	56.9%	22,195,919
(1)社会保障給付費	18.8%	4,049,548	46.3%	18,051,493
(2)補助金等	6.6%	1,425,969	9.7%	3,780,244
(3)他会計等への支出	15.8%	3,404,699		
(4)他団体への公共資産整備補助金等	1.4%	303,065	0.9%	364,182
4 その他のコスト	2.3%	505,310	3.8%	1,488,285
(1)支払利息	2.1%	451,573	2.7%	1,066,961
(2)回収不能見込額計上額	0.2%	53,737	0.4%	151,512
(3)その他行政コスト			0.7%	269,812
経常行政コスト a	100.0%	21,523,020	100.0%	39,012,985
1 使用料・手数料	52.5%	327,969	3.8%	478,688
2 分担金・負担金・寄附金	47.5%	297,088	51.2%	6,517,907
3 保険料			27.4%	3,487,240
4 事業収益			16.4%	2,091,314
5 その他行政サービス収入			1.1%	140,761
6 他会計補助金等			0.1%	2,024
経常収益 b	100.0%	625,057	100.0%	12,717,934
純経常行政コスト a - b		20,897,963		26,295,051

<行政コスト計算書から分かること>

ここでは、性質別の行政コストの総額を掲載しています。性質別のコストは、さらに目的別のコストに区分できますが、そちらは資料として掲載の本表をご覧ください。

(1) 経常行政コスト

・経常行政コストは、普通会計で総額約 215 億円ですが、移転支出的なコストが約 92 億円、42.7%と最も多くを占めています。次いで、物にかかるコストが約 71 億円、33.2%、人にかかるコストが約 47 億円、21.8%となっています。

・詳細でみると、移転支出的なコストのうち生活保護費や高齢者、障害者への援護措置などである社会保障給付費が全体の経常行政コストのうち 18.8%、次いで人にかか

るコストのうち人件費が18.5%となっています。

ただし、移転支出的なコストのうち、他会計等への補助金に、国民健康保険等の福祉系繰出金約18億円、また、補助金等に、後期高齢者広域連合への負担金約6億円などを含んでいるため、実際には、社会保障費の占める割合は、連結による割合46.3%をみても分かるとおり、非常に大きなものとなっています。

(2) 経常収益

・行政コスト計算書に計上される経常収益とは、施設の使用料や事務手数料、さらには負担金、分担金など、行政サービスの受け手が支払う受益者負担金であり、普通会計で約6億円、経常行政コストに対する割合は2.9%となっています。

詳しくは、「財務書類を活用した分析」の「5 受益者負担比率」で解説しています。

(3) 純経常行政コスト

・純経常行政コストとは、経常行政コストから経常収益を差し引いた残りの額であり、受益者負担金以外に、税収や地方交付税など一般財源が、どの程度行政サービスの提供に必要なものかを示しています。

3 純資産変動計算書【概要版】

単位：千円

区分	普通会計	連結
期首純資産残高	77,334,725	100,893,382
純経常行政コスト	△20,897,963	△26,295,051
財源調達		
一般財源	17,412,114	17,436,062
補助金等受入	3,416,225	9,239,814
臨時損益	5	△6,420
資産評価替え・無償受贈資産受入	1,396,538	1,341,492
期末純資産残高	78,661,644	102,609,279

<純資産変動計算書から分かること>

・純経常行政コスト約209億円に対する、一般財源は約174億円、公共資産整備にかかる国県補助金（約4億円）を除く補助金等受入が約30億円であり、約5億円のコスト超過になっています。ただし、上記には掲載がありませんが、減価償却に伴う国県補助金からその他一般財源への財源振替として約4億円があり、これを加えるとコストと財源は概ね均衡しています（詳細は、資料として掲載の本表を参照）。

・普通会計の純資産は、平成20年度1年間で約13億円増加し、期末純資産残高は、約787億円となっています。

4 資金収支計算書【概要版】

単位：千円

区分	普通会計	連結
1 経常的収支	4,831,013	4,820,488
うち地方債発行額	927,381	927,381
うち基金取崩額	109,777	154,468
2 公共資産整備収支	△1,507,040	△1,488,102
3 投資的・財務的収支	△3,621,051	△3,920,999
当年度歳計現金増減額	△297,078	△588,613
期首歳計現金残高	1,261,903	3,653,708
期末歳計現金残高	964,825	3,065,095

<資金収支計算書から分かること>

資金収支計算書は、歳計現金の出入の情報を性質の異なる3つの活動に区分して表したもので、基本的には地方公共団体の決算書とほぼ同一の数値が計上されます。

(1) 経常的収支

・支出については、行政コスト計算書の経常行政コストに対応するものですが、引当金や減価償却など現金の動きがないものが除かれています。また、収入は、やはり行政コスト計算書の受益者負担金のほか、税収や地方交付税などが計上されており、日常の行政活動に伴う資金収支の状況が表示されています。

・経常的収支は、約48億円の黒字となっております。収入に含まれる地方債については、建設事業債を除く特例地方債（地方交付税の国の財源不足を補う臨時財政対策債や市税の減収を補うために認められた減収補てん債など）となっております。

(2) 公共資産整備収支

・自団体で行う公共資産整備事業費や、他団体での公共施設整備に対する補助負担金などが支出に計上され、収入には、その財源となった国県補助金や建設事業債などが計上されています。

・公共資産整備収支は、約15億円の赤字となっておりますが、この不足分は、経常的収支に計上された収入で賄われています。

(3) 投資・財務的収支

・支出では、出資金や貸付金、基金の積立て、借金の返済のほか、普通会計においては特別会計の借金返済の財源となる繰出金も計上されています。一方、収入には、こうした支出の財源となる補助金や借金、あるいは貸付金の回収などが計上されています。

・投資・財務的収支についても、約36億円の赤字となっていて、やはり、経常的収支の黒字から補填された形となっております。

※ 公共施設整備収支及び投資・財務的収支の赤字額の合計は、経常的収支の黒字額を上回っていますが、その差額については、期首にあった歳計現金で補填したこととなり、期末歳計現金残高の減少に表れています。

IV 財務書類を活用した分析

1 社会資本形成の世代間負担比率（貸借対照表）

社会資本の整備に当たって、これまでの世代や国・県補助金が負担したものである『純資産』と、将来世代が負担する『地方債』を、『公共資産』の財源として着目し、それぞれに依存している割合をみることで、世代間の負担比率が分かります。

将来世代への負担を考えた場合には、「過去及び現世代負担比率」の数値が高いことが、財政の安全性という観点から望まれます。しかしながら公共資産は、長期間にわたって利用されるものですから、負担の公平性という観点からは、必ずしも将来世代の負担割合が低いほど良いというわけではありません。

地方公共団体では、一般的に「過去及び現世代負担比率」で50～90%、「将来世代負担比率」で15～40%が標準と言われていますので、普通会計や水道会計では標準的な水準にありますが、簡易水道や下水道会計では、将来世代の負担、つまり借金への依存度が高いことが分かります。

単位：千円

項目	普通会計	水道	簡易水道	下水道
公共資産合計 (a)	101,718,902	16,404,236	1,915,119	25,536,380
純資産合計 (b)	78,661,644	11,208,647	759,139	9,459,358
地方債合計 (c)	24,549,410	5,944,277	1,330,413	16,212,126
過去及び現世代負担比率 (b/a)	77.3%	68.3%	39.6%	37.0%
将来世代負担率 (c/a)	24.1%	36.2%	69.5%	63.5%

2 有形固定資産の行政目的別割合（貸借対照表）

有形固定資産の行政目的別での割合をみることで、どの行政分野の公共資産形成に比重が置かれているか把握することができます。本市では、生活インフラ・国土保全、教育が大きい割合を占めており、通常、このような傾向を示しますが、今後、他団体との比較や経年変化をみていくことで、本市の特徴が明らかになります。

単位：千円

項目	普通会計			
	H19		H20	
生活インフラ・国土保全	56.8%	57,383,931	57.5%	57,605,798
教育	31.6%	31,892,474	31.4%	31,451,830
福祉	2.7%	2,762,532	2.6%	2,620,894
環境衛生	1.7%	1,714,244	1.6%	1,618,855
産業振興	3.4%	3,414,414	3.2%	3,241,791
消防	1.1%	1,152,228	1.1%	1,127,757
総務	2.6%	2,656,273	2.5%	2,544,381
有形固定資産合計	100.0%	100,976,096	100.0%	100,211,306

3 純資産比率（貸借対照表）

資産のうち、どの程度が返済義務を負わない、つまり市民のものになっているかを示す指標が純資産比率です。これは、企業会計における自己資本比率にあたるもので、数値が高いほど財政状況が健全であるといえます。また、反対に、どの程度借入に依存しているか、あるいは未払金が残っているかを示すのが負債比率です。

中小企業退職金共済会は、退職金給付金にほとんどの資産が当てられることとなるため、純資産比率がゼロに近くなっています。

また、表にはない福祉系特別会計などについては、地方債などの負債がほとんどないため、純資産比率が100%近く、反対に負債比率はほぼゼロになっています。

単位：千円

項目	普通会計	水道	簡易水道	下水道
資産合計 (a)	108,483,046	17,988,647	2,089,825	25,674,547
純資産合計 (b)	78,661,644	11,208,647	759,139	9,459,358
負債合計 (c)	24,549,410	5,944,277	1,330,413	16,212,126
純資産比率 (b/a)	72.5%	62.3%	36.3%	36.8%
負債比率 (c/a)	22.6%	33.0%	63.7%	63.1%

彩北広域 清掃組合	妻沼南河原 環境施設組合	中小企業退 職金共済会	いきいき 財団	社会福祉 協議会
725,503	132,315	749,146	284,665	298,938
671,920	71,639	717	231,623	198,038
26,201	60,674	748,429	53,402	100,900
92.6%	54.1%	0.1%	81.4%	66.2%
3.6%	45.9%	99.9%	18.8%	33.8%

4 資産老朽化比率（貸借対照表）

有形固定資産のうち、減価償却の対象となる土地以外の資産について、取得価格に対する減価償却累計額の割合をみることで、資産の取得からどの程度経過しているのかを全体の金額の比率としてですが、把握することができます。

平均的な数値は、35～50%となっており、本市では、著しい老朽化がみられるわけではありませんが、普通会計では全体として半分近くが耐用年数を経過していることとなります。

単位：千円

項目	普通会計	水道	簡易水道	下水道
減価償却累計額 (a)	58,933,450	8,166,809	789,239	14,231,466
有形固定資産合計 (b)	100,211,306	16,404,198	1,915,119	25,536,380
土地 (c)	25,537,017	770,476	22,402	91,765
資産老朽化比率 (a)/(b-c+a)	44.1%	34.3%	29.4%	35.9%

5 受益者負担比率（行政コスト計算書）

経常的な支出の財源として、使用料や負担金などの受益者負担金などの程度収入され、経費を賄うことができているかが把握できます。

一般的に公共団体は、利益をあげることが目的ではないため、受益者負担率は低く、2～8%が標準的な数値とされていますが、独立採算が基本である公営企業会計などは100%を超えることが望ましいとされています。しかし、実際には受益者負担だけでは運営できないため、制度上、普通会計からの繰出金で賄うことになっている会計もあり、参考として市補助金等を除いた比率も掲載しました。また、福祉系特別会計では、国県補助金を含めることで比率が100%に近くなります。

（1）会計別

単位：千円

区 分	普通会計	水道	簡易水道	下水道
経常行政コスト (a)	21,523,020	1,369,321	135,777	1,846,010
経常収益 (b)	625,057	1,518,345	99,525	1,915,276
受益者負担比率 (b)/(a)	2.9%	110.9%	73.3%	103.8%
(b)のうち市補助金等 (c)	—	12,000	35,000	1,380,000
(c)を除く比率 (b-c)/(a)	—	110.0%	47.5%	29.0%

交通災害	長野区画	国保	老人保健	介護保険	後期医療
20,481	3,369	8,354,449	649,417	4,051,797	616,750
23,896	130	5,983,353	341,121	2,502,254	633,056
116.7%	3.9%	71.6%	52.5%	61.8%	102.6%
242	0	687,335	26,454	550,810	139,938
115.5%	3.9%	63.4%	48.5%	48.2%	80.0%

彩北広域 清掃組合	妻沼南河原 環境施設組合	荒川北縁 水防組合	人づくり 広域連合	後期高齢者 広域連合	土地開発 公社
490,547	32,612	1,007	3,137	4,147,437	167
416,489	36,326	974	0	2,693,223	477
84.9%	111.4%	96.7%	0.0%	64.9%	285.6%
361,634	35,860	974	0	455,805	202
11.2%	1.4%	0.0%	0.0%	53.9%	164.7%

中小企業退 職金共済会	いきいき 財団	社会福祉 協議会
121,330	619,044	349,237
120,769	580,514	360,059
99.5%	93.8%	103.1%
20,300	32,039	95,718
82.8%	88.6%	75.7%

普通会計について、行政目的別にみた場合が次の表ですが、標準的な負担率である2%を下回っている区分が多く、今後、他団体の数値との比較なども行いながら、受益者負担の適正化に取り組む際の判断材料にもなります。

(2) 行政目的別 (普通会計)

単位：千円

区 分	経常行政コスト (a)	経常収益 (b)	受益者負担比率 (b)/(a)
生活インフラ・国土保全	4,000,394	78,229	2.0%
教育	3,390,534	11,505	0.3%
福祉	7,392,399	340,203	4.6%
環境衛生	1,629,532	29,228	1.8%
産業振興	788,250	526	0.1%
消防	1,061,950	484	0.0%
総務	2,471,530	44,633	1.8%
議会	283,121	0	0.0%
普通会計全体	21,523,020	625,057	2.9%

6 行政コスト対税収等比率 (行政コスト計算書・純資産変動計算書)

経常行政コストから(経常収益)受益者負担金を除いた純経常行政コストに対する一般財源等の割合をみることによって、当年度の負担でどの程度の行政サービスが提供できたかが分かります。

比率が100%を下回る場合には、当年度の収入の範囲で賅えた、つまり翌年度に引き継ぐ資産が蓄積された、あるいは負債が軽減されたことになり、反対に、100%を上回る場合には、資産を取り崩したり、負債が増加したことを示します。

平均的な数値は、90~110%とされていますが、本市では比率の算定される会計では、いずれも100%を上回っており、資金収支計算書において、歳計現金が減少していることから、当年度の収入の範囲ではコストが賅いきれていないことが分かります。

単位：千円

区 分	普通会計	国保	老人保健	介護保険
純経常行政コスト (a)	20,897,963	2,371,096	308,296	1,549,543
一般財源 (b)	17,412,114	0	0	0
補助金等受入 (c)	2,992,756	2,286,596	241,222	1,503,472
行政コスト対税収等比率 (a)/(b+c)	102.4%	103.7%	127.8%	103.1%

※純経常行政コストがマイナス、及び一般財源等がゼロの会計等は表示していません。

V 資料

1	普通会計財務書類4表	16
2	普通会計財務書類の付属明細書	21
	・有形固定資産明細表	
	・主な施設の状況	
	・売却可能資産明細表	
	・投資及び出資金明細表	
	・貸付金・長期延滞債権・未収金明細表	
	・基金等明細表	
	・退職手当引当金計算表	
	・債務負担行為明細表	
3	行田市全体の財務書類4表	29
4	連結財務書類4表	33
5	連結明細	37
	・連結対象法人等明細表	
	・連結内訳表	
	・相殺消去等に含めた重要な修正・組替等の状況	
	・地方債等明細表	